

## 湯島地方合同庁舎の管理運営業務の評価（案）の概要

### 1. 業務内容及び契約期間

湯島地方合同庁舎の管理運営業務（点検等及び保守業務、清掃等業務、警備業務）

契約期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 3 年間

### 2. 実施状況に関する評価

- 包括的に達成すべき質として設定された以下の項目すべてが達成。
  - ① 衛生環境の確保
    - ・入居職員「施設アンケート」を年 1 回実施し満足度を調査し、満足度が全項目合計の平均 70%以上であること。
  - ② 确实性の確保
    - ・管理運営業務の不備に起因する業務への支障の発生回数が 0 回であること。
    - ・管理運営業務の不備に起因する空調停止、停電及び断水、エレベーター停止などの発生回数が 0 回であること。
  - ③ 安全性の確保
    - ・管理運営業務の不備に起因する施設利用者の怪我の回数が 0 回であること。
  
- 民間事業者の改善提案により自らの負担による小規模修繕（プリベンティブ・メンテナンス）が実施され、施設内の安全性の維持や効果的・効率的な施設管理に寄与するなど民間事業者の創意工夫が発揮されている。

### 3. 実施経費に関する評価

本業務の実施経費（平成 23 年度）は 30,175 千円であり、従来の実施に要した経費（平成 19 年度から平成 21 年度までの実績の平均）33,804 千円に比べ 3,629 千円（10.7%）の経費が削減されている。

### 4. 今後の事業

本事業は、良好な実施状況であると評価できる。このため、次期事業においては、「新プロセス運用に関する指針」に基づく新プロセスへ移行した上で、事業を実施することが適当であると考えられる。

ただし、次期事業においては、入居職員に対する施設アンケートの設問内容をあらかじめ精査するなど、確保されるべきサービスの質の一層適切な設定について検討するとともに、民間事業者からの提案等による小規模修繕（プリベンティブ・メンテナンス）が実施される場合には、修繕の対象とする不具合の範囲や民間事業者の責任範囲の明確化に留意することが必要である。

以上